

The background features several overlapping circles in shades of orange and light orange, along with thin orange lines that create a sense of movement and depth. The circles are arranged in a way that suggests a path or a sequence of steps.

北広島市指定ごみ袋等 取扱店の手引き

北広島市
北広島商工会

2024年4月施行
(令和6年2月改定)

目 次

1. 北広島市指定ごみ袋等取扱店について	P. 1
2. 取扱店の条件	P. 1
3. 取扱店になるには	P. 1
4. ごみ処理手数料収納事務について	P. 2
5. 在庫確認報告書の提出業務について	P. 9
6. 変更事項の届け出について	P. 9
7. 市民からの問い合わせに対して	P. 9
8. 取扱店登録内容の定期的な照会について	P. 10
9. 取扱店をやめる場合（取扱辞退）	P. 10
10. お問い合わせ先	P. 11

1. 北広島市指定ごみ袋等取扱店について

指定ごみ袋等取扱店については、北広島市と北広島商工会の委託契約に基づき円滑な収納業務等を行うため、その補助者として一般廃棄物処理手数料収納管理等業務に従事し、指定ごみ袋等を交付（以下「販売」という。）していただきます。

指定ごみ袋等を販売するという事は、その代金をごみ処理手数料として市に代わって受領収集して、商工会を通じて市に納付する収納事務となります。

2. 取扱店の条件

市内に所在する小売店（個人・法人）で、市税に滞納がなければ申請できます。ただし、新聞販売店、不動産業、パチンコ店等指定ごみ袋等が景品等に使用されるおそれのある業種は除きます。

3. 取扱店になるには

指定ごみ袋等の販売及びごみ処理手数料の収納に関し、必要に応じた届出書類を商工会または市役所（環境課）に提出してください。

◆届出書類

◎北広島市指定ごみ袋等取扱店申請書～別紙1（P.12）

※必要事項を記入のうえ、商工会または市役所に提出してください。
申請書は取扱店ごととなります。

◎誓約書～別紙1

※「取扱店申請書」において届出してください。

◎納税証明

【北広島市に納税義務のある個人及び法人】

納税証明書（表示等による証明）を北広島市指定ごみ袋等取扱申請書（別紙1）に添付してください。

【北広島市に納税義務のない個人及び法人】

個人の場合は「開業届」若しくは「個人事業開始届」の写しを、法人の場合は「事務所等の設置届」の写しを北広島市指定ごみ袋等取扱申請書（別紙1）に添付してください。

（※上記証明書が無い場合は、直近の確定申告書の写しや、テナント賃貸借契約書の写し等で代用可能ですので、ご相談ください。）

◆取扱店許可がおりたら

◎取扱店決定通知書

※取扱店として許可されたことを通知する書類です。大切に保管してください。

◎協定書の締結

取扱店決定通知後、商工会と協定書を締結します。取扱業務に関しての約束ごとを記載したものです。

(※以降、取扱店から取扱業務に関する質問窓口は商工会となります。)

取扱店決定通知送付時に、協定書を送付しますので、乙欄に申請者住所・店舗名・代表者名を記載、捺印のうえ2部を商工会に提出してください。後日、商工会から取扱店保管用として1部交付しますので大切に保管してください。協定の有効期間は、商工会と締結した日から、3月31日までとします。ただし、「取扱店の辞退」(P.10)にあたる時、または再度協定書締結の必要があるときを除いて、毎年1年間の自動更新とします。

※取扱店になるということは、市民が日常生活で使用するごみ袋等を独占的に販売する権利を得ることであり、同時に公金を扱うことにもなります。また、市民からは、業務についての厳格性、公共性、正確性が求められ、その責任は重大であることはいうまでもありません。こうしたことを踏まえ、商工会が担う一般廃棄物処理手数料収納管理業務を円滑に遂行するための補助者として従事していただき、協定書を締結して、効率的に業務を行っていただきます。

◎取扱店の表示等による市民への広報

※取扱店の表示方法として、「北広島市指定ごみ袋等取扱店」標識を配付しますので見やすい所へ提示してください。

※指定ごみ袋等の取扱は「取扱店申請書」で届け出た店舗でのみ行えます。届出場所以外の店舗での取扱はできませんので注意してください。

4. ごみ処理手数料収納事務について

ごみ処理手数料収納事務には、①市民への販売及びごみ処理手数料収集業務、②収集したごみ処理手数料の北広島市への納付業務、の大きく二つの業務があります。

① 市民への販売及びごみ処理手数料収集業務

指定ごみ袋等の種類は次表のとおりです。取扱店は商工会から購入し、市

民へ販売してください。購入金額と販売金額は同額です。

また、市民の利便性を考慮し、取扱店は指定ごみ袋・ごみ処理券・差額シールをすべて取扱うこととします。種類を限定して取り扱うことはできません。

< 指定ごみ袋等の種類・価格 >

【指定ごみ袋】

燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみ用（緑色）

種 類	1 組	金額（ごみ処理手数料）
5 リットル	1 0 枚入り	1 5 0 円
1 0 リットル	1 0 枚入り	3 0 0 円
2 0 リットル	1 0 枚入り	6 0 0 円
4 0 リットル	1 0 枚入り	1, 2 0 0 円

生ごみ用（黄色）

種 類	1 組	金額（ごみ処理手数料）
1. 5 リットル	1 0 枚入り	3 0 円
3 リットル	1 0 枚入り	6 0 円
5 リットル	1 0 枚入り	1 0 0 円
1 0 リットル	1 0 枚入り	2 0 0 円

【ごみ処理券】

種 類	1 セット	金額（ごみ処理手数料）
1 2 0 円券	1 0 枚綴り	1, 2 0 0 円
3 0 0 円券	1 0 枚綴り	3, 0 0 0 円
6 0 0 円券	1 0 枚綴り	6, 0 0 0 円

【差額シール】

種 類	1 セット	金額（ごみ処理手数料）
5 リットル用	1 0 枚綴り	5 0 円
1 0 リットル用	1 0 枚綴り	1 0 0 円
2 0 リットル用	1 0 枚綴り	2 0 0 円
4 0 リットル用	1 0 枚綴り	4 0 0 円
8 0 円普通ごみ処理券用 （1 枚 4 0 円）	1 0 枚綴り	4 0 0 円
粗大ごみ処理券用 （1 枚 1 0 0 円）	1 0 枚綴り	1, 0 0 0 円

◆購入方法

1) 指定ごみ袋等の発注

「北広島市指定ごみ袋等発注書」～別紙4(P.15)により、市民に販売するため必要な種類・数量を商工会へFAXまたは直接持参して申し込んでください。

※購入金額は毎月末締めとし、買取方式(指定ごみ袋等の販売実績にかかわらず、納品した数量によりごみ処理手数料が確定)とします。

2) 発注書の受付と配送日(納品日)・ごみ袋等の受領

原則として、毎週月曜日午前中までに商工会で受理した発注書は、その週の木曜日に配送(納品)いたします。(配送時間は9時～18時の間)

納品を受けたときは、発注数と納品数に誤りがないかどうか確認し、物品受領書の必要箇所に受領印を押印(サインも可)し、配送業者に渡してください。配送業者から受け取った納品書は店舗で保管してください。

指定ごみ袋等は買取方式のため、納品されたものは返品することはできませんので注意してください。

なお、木曜日が祝祭日にあたる場合は金曜日が配送日となります。在庫に留意し余裕を持って発注することを心がけてください。また、年末年始、ゴールデンウィーク等長期の休み中は配送がない週があります。その場合は商工会より事前に発注日及び配送日を連絡します。

3) 発注単位

ごみ袋は箱単位での発注とします(生ごみ用 1.5ℓ及び 3ℓは1箱 100組入 それ以外は1箱 50組入)。発注数は、1回の納品で指定ごみ袋1種類につき最大で20箱を目安とさせていただきます。ごみ処理券及び差額シールはセット単位です(1セット10枚綴り)。

※取扱店には全種類の指定ごみ袋・ごみ処理券・差額シールが揃っている必要がありますので、欠品のないよう留意してください。

※袋単位での発注を希望する場合は商工会にお尋ねください。

4) 急な在庫切れには

商工会窓口にて随時対応しております(平日9時～17時)。事前連絡の上、FAX等で発注書を送付してください。

この場合、店舗への配送はできませんので、直接商工会に取りに行く必要があります。

～※注意事項～

- ※1. 納品時に不良品があった場合は、速やかに商工会に報告すること。
不良品は商工会在庫と交換いたします。
- ※2. 納品後に店舗にて破損・紛失等が生じてもその責は取扱店に帰属し、
補填されるものではありません（返品不可）。

◆市民への販売について

市民から納付されたごみ処理手数料と引き換えに指定ごみ袋・ごみ処理券・差額シールを販売してください。

1) 販売単位

指定ごみ袋は基本的に1組単位（10枚入り、外袋にバーコードを印刷）での販売とします。ごみ処理券及び差額シールは1枚ずつの販売とします（1枚ずつバーコードを印刷）。

また、ごみ袋のバラ売り（1枚）については各取扱店の判断により可とします（バラ売りについてはバーコード付価格表を用意します）。

※指定ごみ袋は当初、1組単位のみ（10枚入り、外袋にバーコードを印刷）を中心とした販売でしたが、実際には市民から400袋の「バラ売り」の要望もあり、取扱店以外で指定袋の購入ができないことから、その対応も必要不可欠となります。したがって最適な販売方法としては、そのどちらにも対応できることが望まれます（一部取扱店では実施済）。

更なる市民サービス向上のため、各取扱店におかれましては趣旨をご理解していただき、特段のご配慮をお願いします。

「バラ売り」を実施する取扱店には、市民から問い合わせの際には実施店の紹介や価格表（1枚単位のバーコードを印刷した表）を配付しますので商工会に連絡してください。

※常時、指定ごみ袋・ごみ処理券・差額シールは全種類を備えて在庫切れのないようにしてください。

特にゴールデンウィークや年末年始期間は留意してください。

2) 消費税について

指定ごみ袋・ごみ処理券・差額シールは、不課税（消費税対象外）であるため、消費税の上乗せはありません。

3) 領収書の発行

各店のレシート等の発行をもって領収書に代えることができます。レシートには「ごみ処理手数料（指定ごみ袋燃やせるごみ・燃やせないごみ用）」、「ごみ処理手数料（指定ごみ袋生ごみ用）」「ごみ処理手数料（ごみ処理券）」「ごみ処理手数料（差額シール）」など具体的な名称を印字し

てください。（「商品」「ごみ袋」など、他の商品と混同するような表現はしないでください。）

4) J A Nコードの登録について

指定ごみ袋の外装袋（1組 10枚入り）、ごみ処理券・差額シール（1枚あたり）にはバーコード（J A Nコード）が表示されていますので P O Sシステム等を導入している取扱店は、読み取り設定の追加登録を行ってください。

また、バラ売り用にも 1枚ごとの J A Nコード設定しております。1枚ごとにバーコードは表示されておきませんが、価格表を用意しておりますので、必要な場合はお問い合わせください。

コード番号は下記のとおりです。

【指定ごみ袋・ごみ処理券・差額シール J A Nコード一覧】

種 別		料金 (交付単位)	事業者コード (9桁)	商品コード (3桁)	C D (チェック デジット)	
指 定 ご み 袋	燃やせるごみ	5 $\frac{リットル}{100}$	150円 (10枚1組)	456224327	041	2
	燃やせないごみ	10 $\frac{リットル}{100}$	300円 (10枚1組)	456224327	042	9
	危険ごみ (緑色)	20 $\frac{リットル}{100}$	600円 (10枚1組)	456224327	043	6
		40 $\frac{リットル}{100}$	1,200円 (10枚1組)	456224327	044	3
	生ごみ (黄色)	1.5 $\frac{リットル}{100}$	30円 (10枚1組)	456224327	034	4
		3 $\frac{リットル}{100}$	60円 (10枚1組)	456224327	031	3
		5 $\frac{リットル}{100}$	100円 (10枚1組)	456224327	032	0
		10 $\frac{リットル}{100}$	200円 (10枚1組)	456224327	033	7
ごみ処理券		120円 (1枚)	456224327	105	1	
		300円 (1枚)	456224327	106	8	
		600円 (1枚)	456224327	104	4	
差額シール	5 $\frac{リットル}{100}$ 用	5円 (1枚)	456224327	051	1	
	10 $\frac{リットル}{100}$ 用	10円 (1枚)	456224327	052	8	
	20 $\frac{リットル}{100}$ 用	20円 (1枚)	456224327	053	5	
	40 $\frac{リットル}{100}$ 用	40円 (1枚)	456224327	054	2	
	80円普通ごみ処理券用	40円 (1枚)	456224327	055	9	
	粗大ごみ処理券用	100円 (1枚)	456224327	056	6	

【バラ売り対応の J A Nコード】

種 別		料金 (交付単位)	事業者コード	商品コード	C D	
指 定 ご み 袋	燃やせるごみ	5 <small>リットル</small>	15 円 (1 枚)	456224327	141	9
	燃やせないごみ	10 <small>リットル</small>	30 円 (1 枚)	456224327	142	6
	危険ごみ (緑色)	20 <small>リットル</small>	60 円 (1 枚)	456224327	143	3
		40 <small>リットル</small>	120 円 (1 枚)	456224327	144	0
	生ごみ (黄色)	1.5 <small>リットル</small>	3 円 (1 枚)	456224327	134	1
		3 <small>リットル</small>	6 円 (1 枚)	456224327	131	0
		5 <small>リットル</small>	10 円 (1 枚)	456224327	132	7
		10 <small>リットル</small>	20 円 (1 枚)	456224327	133	4

5) 返品について

販売した指定ごみ袋等については、原則としてお客様（北広島市民）は返品することはできませんが、お客様の誤購入または販売時不良品などがあり、店舗で対応可能な場合はその限りではありません。返品のうち、販売時不良品に関してのみ、商工会が正常なものと交換いたします。

～※注意事項～

※1. 商品の売買ではないため、指定ごみ袋等の割引販売および粗品等としての無料交付は絶対に行ってはなりません。

※2. 不正行為について

指定ごみ袋等を決められた納品先または決められた価格以外での入出庫は、明らかに不正行為となります。この場合には、取扱店の取り消し、取り消しに伴う広報等による公表、一定期間の指定登録の停止、その他行政処分等の措置を講じることにもなりますので本書・協定書の遵守をお願い致します。

② 収集したごみ処理手数料の北広島市への納付業務

北広島市民への指定ごみ袋等の販売代金として収集した「ごみ処理手数料」は、北広島商工会を通して北広島市へ納付していただきます。

この時、取扱店が受領する取扱手数料は納品した金額の8%（消費税別）です。ごみ処理手数料は、商工会から送付される請求書の金額を毎月定められた日までに、原則として口座振替（指定された金融機関）により納付してください。

◆取扱（販売）手数料の受領とごみ処理手数料納付金額

1) 取扱手数料

指定ごみ袋等の1ヶ月分（毎月末締め）の買取金額の8パーセントが取扱店の受け取る取扱（販売）手数料となります。

$$\text{取扱手数料} = \text{納品金額} \times 8\% \text{（消費税別）}$$

※取扱手数料は《非課税とならない行政手数料》として法令に定められているため、消費税課税対象となります。

2) 市へのごみ処理手数料納付金額

北広島市へ納付する額は、指定ごみ袋等の1ヶ月分（毎月末締め）の買取金額から前項の取扱（販売）手数料（8パーセント、消費税別）を引いた金額となります。

$$\text{納付金額} = \text{買取金額} - \text{取扱手数料（8\%、消費税別）}$$

※以上により確定した金額で、商工会から翌月5日に取扱店（または会計担当部署等）に請求書を送付いたします。

◆納付方法

原則として口座振替により納付していただきます。

1) 口座振替について

納品代金の口座振替については次のとおりです。

請求書発送日	月末締め翌月 5日
口座振替日	月末締め翌月 15日

※振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とします。

<取扱金融機関>

口座振替は下記金融機関より行いますので、納付書の金額に基づき振替口座へ入金いただきますようお願いいたします。なお、振替不能の場合は別途現金または振込により期限内に納入いただきます。

取扱金融機関

北洋銀行	北海道内の各本支店
北海道銀行	〃
札幌信用金庫	〃
J A 道央	〃

2) 口座振替ができない店舗について

口座振替が経理上の都合等によりできない場合は、現金で商工会窓口へ直接お支払いただくか、指定口座への振込にて納入していただきます。

す。これらの方法で支払を希望する場合は、事前に商工会へご相談ください。

～※注意事項～

- ※1. 納品代金は必ず指定振替日までに口座に入金ください。
- ※2. 口座振替が年3回以上引落し不能のときは取扱店の指定を取り消す場合があります。(現金窓口払い、口座振込も同様です)

5. 在庫確認報告書の提出業務について

四半期ごとに「北広島市ごみ袋等在庫確認報告書」～別紙5(P.16)を商工会に提出してください。

これは、取扱店での販売状況を北広島市が把握するために行っております。提出期限までにFAX等にて報告してください。

該当月	四半期	報告内容	提出期限
6月	第1四半期	6月末日現在の在庫数	7月10日
9月	第2四半期	9月末日現在の在庫数	10月10日
12月	第3四半期	12月末日現在の在庫数	1月10日
3月	第4四半期	3月末日現在の在庫数	4月10日

※10日が休日の場合、直近営業日が提出期限となります。

※普段の在庫管理は慎重に行ってください。

6. 変更事項の届け出について

届出事項に変更が生じた場合、北広島市指定ごみ袋等取扱店変更届～別紙2(P.13)を速やかに商工会に提出してください。

7. 市民からの問い合わせに対して

ごみの分別方法や、ごみ処理自体に関して市民の方から問合せがあった場合には、北広島市役所に担当部署がございますので、そちらに直接問い合わせさせていただくよう、ご説明ください。北広島市担当部署連絡先は「お問い合わせ先」(P.11)をご参照ください。

また、北広島市では市民向けごみ分別ガイドブック「クリーンタウンきたひろしま」を発行しております。市役所担当部署がございますが、取扱店をご利用の場合は商工会にも多少用意しておりますので、お問い合わせください。

※市民からのごみ袋等に関する不良品の問い合わせについては、「返品について」(P.7)項目を参照ください。

8. 取扱店登録内容の定期的な照会について

情報の正確性を担保するため、毎年4月、「北広島市指定ごみ袋等取扱店登録内容確認書」～別紙6(P.17)を商工会から送付いたします。

取扱店の届出事項に変更があった場合は、変更事項の届け出について(P.9)のとおり、北広島市指定ごみ袋等取扱店変更届～別紙2(P.13)を速やかに商工会に提出してください。

9. 取扱店をやめる場合（取扱辞退）

廃業等の理由により取扱店の指定を辞退するときは「北広島市ごみ袋等取扱店辞退届」～別紙3(P.14)を商工会に提出してください。

この場合には、在庫分の指定ごみ袋等を引取換金いたします。

～※注意事項※～

※以下の場合には廃業等の理由無く、市と商工会で協議し不相応と認定された場合は、通知のあった日をもって取扱店の指定を取り消させていただくことがありますのでご承知おきください。

- 事務処理等が「手引き」に基づいておらず著しく不相当と認められた場合
- 取扱店として相応しくない行為や市、商工会業務に対し多大な迷惑行為などがあった場合

10. お問い合わせ先

その他ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

<北広島商工会>※取扱店事務統括

〒061-1121

北広島市中央5丁目7-2

TEL：373-3333 FAX：373-3212

北広島市指定ごみ袋担当

<北広島市役所>※市民対応部署

〒061-1192

北広島市中央4丁目2-1

TEL：372-3311（代表）

市民環境部 環境課 北広島市指定ごみ袋担当

北広島市指定ごみ袋等取扱店 申請書

令和 年 月 日

北広島市長 様

北広島商工会長 様

住 所 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

下記のとおり北広島市指定ごみ袋及びごみ処理券の取扱（補助者）を申請いたします。

店舗等の所在地	北広島市
店舗等の名称	
店舗等の代表者氏名	
店舗等の代表者役職	
業 種	
電話番号	
F A X 番号	
休業日	
営業時間	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

誓約書

私こと届出者は取扱店の手引きに記載されている事項を遵守し、北広島商工会及び北広島市に一切の迷惑をかけないことを誓約します。

届出者(自署) _____

※本届出に記載された個人情報、指定ごみ袋等の納品や指定ごみ袋等に関する連絡、取引金融機関および指定ごみ袋等製造業者への連絡、その他指定ごみ袋等に関するお知らせ等に使用させていただきます。なお、この情報に基づき指定ごみ袋等取扱販売店であることが北広島市広報等で公表されます。

北広島市指定ごみ袋等取扱店 変更届

令和 年 月 日

北広島商工会長 様

住 所 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

北広島市指定ごみ袋等取扱店について、下記のとおり変更がありましたので届出いたします。

※変更のある部分のみ記入してください。

	変更前	変更後
店舗等の所在地		
店舗等の名称		
店舗等の代表者氏名		
店舗等の代表者役職		
店舗等の電話番号		
店舗等の F A X 番号		
法人の所在地		
法人の名称		
法人の代表者氏名		
法人の代表者役職		
法人の電話番号		
法人の FAX 番号		
法人担当者		

北広島市指定ごみ袋等取扱店 辞退届

令和 年 月 日

北広島市長 様
北広島商工会長 様

住 所 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

このたび、下記の理由により北広島市指定ごみ袋等取扱店辞退届を提出
します。

記

1. 辞退の理由

2. 辞退する店舗名

3. 辞退年月日

《北広島市指定ごみ袋等発注書》

別紙 4

令和 年 月 日

北広島商工会長 行 (FAX 011-373-3212)

取扱店住所	北広島市
取扱店名	
担当者名	
電話番号	

下記のとおり発注します。

種類		単価	発注数	金額
指定ごみ袋 (緑色) 燃やせるごみ 燃やせないごみ 危険ごみ	5 ℓ	1箱 (50組: 1組 10枚入)	箱	円
		1組 (10枚入)	組	
	10 ℓ	1箱 (50組: 1組 10枚入)	箱	円
		1組 (10枚入)	組	
	20 ℓ	1箱 (50組: 1組 10枚入)	箱	円
		1組 (10枚入)	組	
40 ℓ	1箱 (50組: 1組 10枚入)	箱	円	
	1組 (10枚入)	組		
指定ごみ袋 (黄色) 生ごみ	1.5 ℓ	1箱 (100組: 1組 10枚入)	箱	円
		1組 (10枚入)	組	
	3 ℓ	1箱 (100組: 1組 10枚入)	箱	円
		1組 (10枚入)	組	
	5 ℓ	1箱 (50組: 1組 10枚入)	箱	円
		1組 (10枚入)	組	
	10 ℓ	1箱 (50組: 1組 10枚入)	箱	円
		1組 (10枚入)	組	
ごみ処理券 (シール)	120円券 (1セット 10枚綴)		セット	円
	300円券 (1セット 10枚綴)		セット	円
	600円券 (1セット 10枚綴)		セット	円
差額シール	5 ℓ用 (1セット 10枚綴)		セット	円
	10 ℓ用 (1セット 10枚綴)		セット	円
	20 ℓ用 (1セット 10枚綴)		セット	円
	40 ℓ用 (1セット 10枚綴)		セット	円
	普通ごみ処理券用 (1セット 10枚綴)		セット	円
	粗大ごみ処理券用 (1セット 10枚綴)		セット	円
			合計	円

北広島商工会 TEL:011 (373) 3333

〈注意事項〉 1. 指定ごみ袋の最少発注単位は原則 1 箱単位です。※小規模店については 10 組単位の発注も可能です。

1 回の発注で 1 種類最大 20 箱まで配送します。

2. ごみ処理券の最少発注単位は 1 セット=10 枚単位です。

3. 商工会への発注は毎週月曜日の午前中までに、FAX または持参でお願い致します。(月曜日が祝祭日の場合でも、商工会に設置している FAX が稼働しておりますので通常受付できます。)

4. 配送は毎週木曜日に行います。木曜日が祝祭日にあたる場合は金曜日が配送日となります。

指定ごみ袋及びごみ処理券在庫確認報告書

令和 年 月 日

北広島商工会長 様 (FAX 011-373-3212)

商工会までFAXまたは郵送にて提出してください。

住 所	北広島市
取 扱 店 名	
電 話 番 号	

【記入上の注意】

1. 下記の表に、指定ごみ袋およびごみ処理券の数量を記入してください。
2. 在庫数・交付数の単位は、ごみ袋については組単位、ごみ処理券については1シート単位での報告となります。
3. この報告書は四半期毎に提出してください。提出期限（厳守）。

期 別	報 告 内 容	提出期限
第 1 四半期	6 月末日現在の在庫数	7 月 10 日
第 2 四半期	9 月末日現在の在庫数	10 月 10 日
第 3 四半期	12 月末日現在の在庫数	1 月 10 日
第 4 四半期	3 月末日現在の在庫数	4 月 10 日

令和 年 月 日現在の在庫数

種類	前回在庫数		入庫数	出庫数	今回在庫数
	A	B	C	A+B-C	
指定ごみ袋 (緑色) 燃やせるごみ・燃やせ ないごみ・危険ごみ	5 ㊦	組	組	組	組
	10 ㊦	組	組	組	組
	20 ㊦	組	組	組	組
	40 ㊦	組	組	組	組
指定ごみ袋 (黄色) 生ごみ	1.5 ㊦	組	組	組	組
	3 ㊦	組	組	組	組
	5 ㊦	組	組	組	組
	10 ㊦	組	組	組	組
ごみ処理券	120 円	セット	セット	セット	セット
	300 円	セット	セット	セット	セット
	600 円	セット	セット	セット	セット
差額シール	5 ㊦用	セット	セット	セット	セット
	10 ㊦用	セット	セット	セット	セット
	20 ㊦用	セット	セット	セット	セット
	40 ㊦用	セット	セット	セット	セット
	80 円普通処理券用	セット	セット	セット	セット
	粗大ごみ処理券用	セット	セット	セット	セット

※在庫数 A は前回（当初）の在庫数、B は入庫数（納品数）、C は出庫数（販売数）
および今回在庫数の合計を組・セット単位で記入。

令和 年 月 日

様

北 広 島 商 工 会

北広島市指定ごみ袋等取扱店登録内容確認書

※変更のある場合には、変更届～別紙 2 にご記入のうえ、速やかにご提出願います。

	現登録情報
取扱店番号	
店舗等の所在地	
店舗等の名称	
店舗等の代表者氏名	
店舗等の代表者役職	
店舗等の電話番号	
店舗等の F A X 番号	
法人の所在地	
法人の名称	
法人の代表者氏名	
法人の代表者役職	
法人の電話番号	
法人の FAX 番号	
法人担当者	

(敬称略)

お問合せ先) 北広島商工会

〒061-1121 北広島市中央 5 丁目 7-2

TEL : 011(373)3333 FAX : 011(373)3212

北広島市指定ごみ袋担当